

議案・報告

【 市長提案説明・市長報告 】

それでは、今定例会に提案いたしました「桑名市指定ごみ袋」にかかる「財産の取得」以外の、諸議案 11 件及び報告 12 件について、その概要を順次ご説明いたします。

はじめに、議案第 56 号「令和 8 年度桑名市一般会計補正予算（第 4 号）」につきまして、歳出から主なものをご説明申し上げます。

まず、総務費では、持続可能な市政運営の実現に向けて進めている公共施設マネジメントの取組の一つとして、旧消防本部への公共機能の複合化を行うための改修費用を計上いたしましたほか、「桑名市こどもの権利条例」に基づき、こどもの権利侵害に対する救済及び回復等を目的とした「こどもの権利擁護委員会」並びに、「こどもの権利相談窓口」を設置する費用を計上いたしました。

このほか、1 月に発生した、東京都杉並区での“立ち退き強制執行時における刺殺事件”を受けて、本市での徴収業務従事職員等の安全確保のため、耐刃ベストやバインダー型の盾を購入する費用を計上いたしました。

次に、民生費では、平成 25 年に国が行った生活扶助費の基準改定に対しての、最高裁判決を踏まえて実施する「生活保護費の追加給付」に必要な費用を計上いたしました。

次に、衛生費では、本市の医療の充実に役立ててほしいとの“企業版ふるさと納税”の申し出がございましたので、本市医療の充実と発展のため、桑名市総合医療センターへの交付金を計上いたしました。

次に、農林水産業費では、地域農業の担い手が経営改善のために行う、農業用機械や設備の導入等に対して、支援するための費用を計上いたしました。

次に、商工費では、桑名水郷花火大会の開催を応援したいとの、“企業版ふるさと納税”の申し出がございましたことから、桑名水郷花火大会に係る費用の増額をいたしました。

次に、消防費では、旧消防本部において、女性専用の仮眠室整備など女性消防職員の職場環境の向上や、災害対応時における迅速かつ確実な連絡体制の確保、通話の安定性や利便性の向上のための電話交換機の更新費用を計上いたしました。

そのほか、全体的なところでございますが、人事院勧告に基づき、駐車場等を利用する職員に対して、通勤手当を増額する費用を計上いたしました。

続きまして、歳入について申し上げます。

まず、国庫支出金、県支出金、並びに、市債につきましては、歳出事業に応じて、見込まれる額を計上いたしました。

次に、寄附金では、事業者からいただきました寄附金を計上いたしました。

次に、繰入金では、旧消防本部の大規模改修のために公共施設整備基金からの繰入を行いましたほか、今回の補正予算の収支の均衡を図るため、財政調整基金からの繰入額を増額いたしました。

次に、諸収入では、一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ事業助成金について、所要の額を計上いたしました。

次に、議案第 57 号「令和 8 年度桑名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」につきましては、令和 8 年度から開始される子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修費用と、人事院勧告に基づき、駐車場等を利用する職員に対して、通勤手当を増額する費用を計上いたしました。

次に、議案第 58 号「令和 8 年度桑名市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」につきましては、人事院勧告に基づき、駐車場等を利用する職員に対して、通勤手当を増額する費用を計上いたしました。

次に、議案第 59 号「令和 8 年度桑名市水道事業会計補正予算（第 1 号）」、及び、議案第 60 号「令和 8 年度桑名市下水道事業会計補正予算（第 1 号）」につきましては、いずれも、人事院勧告に基づき、駐車場等を利用する職員に対して、通勤手当を増額する費用を計上いたしました。

次に、議案第 61 号「桑名市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正」につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 62 号「桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」につきましては、桑名市こどもの権利条例第 23 条に規定する「こどもの権利擁護委員会」における、委員長及び委員の報酬を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 63 号「桑名市職員給与条例の一部改正」につきましては、人事院勧告に基づき、駐車場等を利用する職員に対し、新たに通勤手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 64 号「桑名市建築開発関係手数料条例の一部改正」につきましては、宅地造成及び特定盛土等規制法のみなし許可に該当する中間検査の権限移譲に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 65 号「桑名市都市公園条例の一部改正」につきましては、桑名市総合運動公園フットボール場の名称変更及び桑名市総合運動公園屋内プールの新設に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 66 号「桑名市消防団員等公務災害補償条例の一部改正」につきましては、国において非常勤消防団員等に係る公務災害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、上程の各議案につきまして、大要をご説明申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

続いて、報告 12 件について、ご説明申し上げます。

まず、報告第 13 号「令和 7 年桑名市一般会計継続費繰越計算書」につきましては、継続費を設定し事業

を進めております「スマートインターチェンジ等整備事業費」、「多度地区小中一貫校建設事業費」及び「空調設備整備事業費（中学校費）」について、通次繰り越しを行うものであります。

次に、報告第 14 号「令和 7 年度桑名市一般会計繰越明許費繰越計算書」につきましては、国の補助金事業年度に合わせ、本年の 3 月定例会で繰越明許費を設定しました「養老線運営支援事業費」など、合計 34 事業を繰り越すものであります。

次に、報告第 15 号「令和 7 年度桑名市地方独立行政法人桑名市総合医療センター施設整備等貸付事業特別会計繰越明許費繰越計算書」につきましては、

総合医療センターにおける医療機器の更新について、納入業者との協議により、一部機器の設置完了が令和 8 年度になったことから、事業を繰り越して執行するものであります。

次に、報告第 16 号「令和 7 年度桑名市土地取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書」につきましては、地権者との協議により補償の完了が令和 8 年度になったことから、事業を繰り越して執行するものであります。

次に、報告第 17 号「令和 7 年度桑名市水道事業会計予算繰越計算書」につきましては、配水管布設替工事など合計 6 事業において、関係機関との調整に不測の日数を要したことなどから、翌年度に繰り越して執行するものであります。

次に、報告第 18 号「令和 7 年度桑名市下水道事業会計予算繰越計算書」につきましては、国庫補助事業費及び補助関連単独事業費において、関係機関との調整に不測の日数を要したことなどから、翌年度に繰り越して執行するものであります。

次に、報告第 19 号「地方独立行政法人桑名市総合医療センターの経営状況に関する書類の提出」につきましては、桑名市総合医療センターの令和 8 年度の事業計画を報告するものであります。

次に、報告第 20 号及び報告第 21 号「専決処分の報告」につきましては、議決により委任を受け、市長が専決処分することができる事項として指定されているものについて専決処分したもので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、それぞれ報告するものであります。

まず、報告第 20 号につきましては、「和解及び損害賠償額の決定」に関し専決処分したものであります。

次に、報告第 21 号につきましては、「金銭債権に係る訴えの提起」に関し専決処分したものであります。

次に、報告第 22 号及び第 23 号「議決事件に該当しない契約」につきましては、「長島地区遠方監視制御装置更新工事」及び「蛸塚新田ほか配水管布設替工事」にかかる契約を締結したことから、議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例第 2 条第 1 項の規定により、それぞれ報告するものであります。

次に、報告第 24 号「議決事件に該当しない契約の変更」につきましては、桑名市社会体育施設照明設備 LED 化事業賃貸借において、一部設備が既に LED 化されていたことから作業数量が減少し、契約金額を変更いたしましたので、報告するものであります。

よろしくご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

注) 上記の市長提案説明及び市長報告は、実際の発言と異なる場合がありますので御了承願います。
(会議録が正式な発言記録となります。)